

○農林水産省、経済産業省、
国土交通省、環境省 令第一号

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第六項、第二十二条の二第一項、第二項第九号、第三項第三号及び第十七項並びに第二十二條の三第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

農林水産大臣 金子原二郎

経済産業大臣 萩生田光一

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

環境大臣 山口 壯

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 再生可能エネルギー電気 再生可能エネルギー発電施設を用いて、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第二百二十二号。以下「高度化法施行令」という。）第四条第一号から第四号まで及び第七号に掲げるものを変換して得られる電気をいう。

二 再生可能エネルギー熱 再生可能エネルギー熱供給施設を用いて、高度化法施行令第四条第四号から第七号までに掲げるものから得られる熱をいう。

三 再生可能エネルギー発電施設 高度化法施行令第四条第一号から第四号まで及び第七号に掲げるものであつて地域の自然的社会的条件に適したものを電気に変換する施設及びその附属設備（再生可能エネルギー電気の発電、変電、送電又は配電に欠くことのできないものに限る。）をいう。

四 再生可能エネルギー熱供給施設 次に掲げるものをいう。

イ 高度化法施行令第四条第四号から第六号までに掲げるものであつて地域の自然的社会的条件に適したものを熱として利用し又は供給するための施設

ロ 高度化法施行令第四条第七号に掲げるものであつて地域の自然的社会的条件に適したものを熱源とする熱を利用し又は供給するための施設

ハ 前二号に掲げるものの附属設備（再生可能エネルギー熱の利用又は供給に欠くことのできな
いものに限る。）

五 地域脱炭素化促進施設等 地域脱炭素化促進施設及び法第二十二條の二第二項第五号の取組を
実施するために必要な施設（漁港（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第二条に
規定する漁港をいう。）の区域内の水域若しくは公共空地又は海岸保全区域（海岸法（昭和三十
一年法律第一百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域をいい、同法第四十条第一項第
二号及び第三号に規定するものに限る。）以外の海域に設置されるものを除く。）をいう。

（地域脱炭素化促進施設）

第二条 法第二条第六項の環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 再生可能エネルギー発電施設（高度化法施行令第四条第三号に掲げるものを電気に変換するもの）にあつてはその出力が三万キロワット未満のものに限り、同条第四号に掲げるものを電気に変換するものにあつては同号に掲げるものの探査に係る調査のための掘削設備を含む。以下同じ。

二 再生可能エネルギー熱供給施設

三 前二号に掲げるものに附帯する設備又は施設であつて、蓄電池設備、蓄熱設備、水素を製造又は貯蔵する設備その他の地域の脱炭素化の促進に資するもの

（地域脱炭素化促進事業計画の認定の申請）

第三条 法第二十二條の二第一項の規定により地域脱炭素化促進事業計画の認定を申請しようとする者は、別記様式第一による申請書を計画策定市町村に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 申請者が法人である場合にあつてはその定款又はこれに代わる書面、申請者が法人でない団体である場合にあつては規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類
- 二 申請者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）
- 三 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等の位置を明らかにした図面
- 四 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等の規模及び構造を明らかにした図面
- 五 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等を設置しようとする場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができることと認められるための書類（認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業計画に法第二十二條の二第四項第四号に掲げる行為（農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する行為に限る。）を記載する場合を除く。）
- 六 認定の申請に係る再生可能エネルギー発電施設又は再生可能エネルギー熱供給施設において高度化法施行令第四條第七号に掲げるものを利用する場合にあつては、利用するものの種類ごとに、

それぞれの調達先その他当該利用するものの出所に関する情報を示す書類

七 認定の申請に係る再生可能エネルギー発電施設を電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者及び同項第十三号に規定する特定送配電事業者をいう。以下同じ。）が維持し、及び運用する電線路と電氣的に接続する場合にあつては、当該接続について当該電気事業者の同意を得ていることを証明する書類の写し

八 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等の点検及び保守に係る体制その他の当該事業の実施体制を示す書類

九 認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業に係る関係法令（条例を含む。以下同じ。）に係る手続の実施状況を示す書類

十 認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業に係る関係法令を遵守する旨の誓約書

十一 前各号に掲げる書類のほか、地域脱炭素化促進事業計画に別表の上欄に掲げる行為を記載する場合にあつては、当該行為の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる書類

（地域脱炭素化促進事業計画の記載事項）

第四条 法第二十二條の二第二項第九号の環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の使用期間
- 二 整備をしようとする地域脱炭素化促進施設等の撤去及び原状回復に関する事項

(地域脱炭素化促進事業計画の認定基準)

第五条 法第二十二條の二第三項第二号の地域脱炭素化促進事業計画に記載された地域脱炭素化促進

事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれる基準は、次のとおりとする。

- 一 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等を設置する場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができるかと認められること。

- 二 認定の申請に係る再生可能エネルギー発電施設を電気事業者が維持し、及び運用する電線路と電氣的に接続する場合にあつては、当該接続について電気事業者の同意を得ていること。

- 三 認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を円滑かつ確実に実施するために必要な関係法令の規定を遵守するものであること。

第六条 法第二十二條の二第三項第三号の環境省令・農林水産省令・經濟産業省令・国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等を適切に保守点検し、及び維持管理するため、柵又は塀の設置（当該地域脱炭素化促進施設等が、当該認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を行おうとする者その他の関係者以外の者が立ち入ることのできない場所に設置される場合を除く。）その他の必要な体制を整備し、実施するものであること。

二 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等には、その外部から見やすいように、当該認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を行おうとする者の氏名又は名称その他の事項について記載した標識を掲げるものであること。ただし、高度化法施行令第四条第一号に掲げるものを電氣に変換する再生可能エネルギー発電施設であつて、その出力が二十キロワット未満のもの又は屋根に設置されるものにあつては、この限りでない。

三 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等の廃棄その他の当該認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を廃止する際の地域脱炭素化促進施設等の取扱いに関する計画が適切であること。

四 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設の種類に応じて適切に事業を実施するものであること。

五 認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業を営むに当たって、関係法令の規定を遵守するものであること。

六 認定の申請に係る書類に虚偽の記載がないこと。

（地域脱炭素化促進事業計画に係る情報の公表）

第七条 法第二十二條の二第十七項の環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 認定地域脱炭素化促進事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 認定地域脱炭素化促進事業の目標（温室効果ガスの排出の量の削減等に関する目標を含む。）

三 認定地域脱炭素化促進事業の実施期間

四 整備をしようとする地域脱炭素化促進施設の種類及び規模その他の当該地域脱炭素化促進施設

の整備の内容

五 前号の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容

六 第四号の整備及び前号の取組の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積又は水域の範囲

七 第四号の整備と併せて実施する次に掲げる取組に関する事項

イ 地域の環境の保全のための取組

ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

2 計画策定市町村は、前項各号に掲げる事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

(地域脱炭素化促進事業計画の変更の認定の申請)

第八条 法第二十二条の三第一項の規定により地域脱炭素化促進事業計画の変更の認定を受けようとする認定地域脱炭素化促進事業者は、別記様式第三による申請書を計画策定市町村に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に計画策定市町村に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にそ

の旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

一 地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる次の取組の実施状況を記載した書類

イ 地域脱炭素化促進施設の整備

ロ イの整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組

ハ イの整備と併せて実施する次に掲げる取組

(1) 地域の環境の保全のための取組

(2) 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

二 第三条第二項各号に掲げる書類

(地域脱炭素化促進事業計画の軽微な変更)

第九条 法第二十二條の三第一項ただし書の環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令

で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

一 認定地域脱炭素化促進事業者の変更

二 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等の設置の場所若しくは形態、

種類、規模、構造、出力又は色彩の変更（色彩の変更にあつては、認定地域脱炭素化促進事業計画に法第二十二條の二第四項第五号又は第六号に掲げる行為を記載した場合に限る。）

三 前号に掲げるもののほか、認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等に係る主要な変更

四 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等に係る保守点検及び維持管理を行う体制の変更

五 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域脱炭素化促進施設等の撤去及び原状回復に関する事項の変更

六 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した地域の脱炭素化のための取組の内容の変更

七 認定地域脱炭素化促進事業計画に記載した次に掲げる取組に関する事項の内容の変更

イ 地域の環境の保全のための取組

ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

八 前各号に掲げるもののほか、地域脱炭素化促進事業計画に記載した内容の実質的な変更

附 則

この省令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第五十四号）の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

別表（第三条関係）

行為	書類
法第二十二條の二第四項第一号に掲げる行為 （温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号） 第三條第一項の許可に係るものに限る。）	別記様式第二の一による書類及び温泉法施行 規則（昭和二十三年厚生省令第三十五号）第 一條第二項各号に掲げる書類
法第二十二條の二第四項第一号に掲げる行為 （温泉法第十一條第一項の許可に係るもの に限る。）	別記様式第二の二による書類及び温泉法施行 規則第六條第二項各号に掲げる書類
法第二十二條の二第四項第二号に掲げる行為	別記様式第二の三による書類並びに森林法施 行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）

	<p>第四条に規定する図面及び同条各号に掲げる書類</p>
<p>法第二十二條の二第四項第三号に掲げる行為 (森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四條第一項の許可に係るものに限 る。)</p>	<p>別記様式第二の四による書類及び森林法施行 規則第五十九條第二項に規定する図面</p>
<p>法第二十二條の二第四項第三号に掲げる行為 (森林法第三十四條第二項の許可に係るもの に限る。)</p>	<p>別記様式第二の五による書類及び森林法施行 規則第六十一條に規定する図面</p>
<p>法第二十二條の二第四項第四号に掲げる行為 (農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四條第一項の許可に係るものに限る。)</p>	<p>別記様式第二の六による書類及び農地法施行 規則(昭和二十七年農林省令第七十九号)第 三十條各号に掲げる書類</p>
<p>法第二十二條の二第四項第四号に掲げる行為</p>	<p>別記様式第二の七による書類及び農地法施行</p>

<p>(農地法第五条第一項の許可に係るものに限る。)</p>	<p>規則第五十七条の四第二項各号に掲げる書類</p>
<p>法第二十二條の二第四項第五号又は第六号に掲げる行為(自然公園法(昭和三十二年法律第六十一号)第二十条第三項の許可に係るものに限る。)</p>	<p>別記様式第二の八による書類並びに自然公園法施行規則(昭和三十二年厚生省令第四十一号)第十条第二項各号に掲げる図面及び第三項各号に掲げる事項を記載した書類</p>
<p>法第二十二條の二第四項第五号又は第六号に掲げる行為(自然公園法第三十三条第一項の届出に係るものに限る。)</p>	<p>別記様式第二の九による書類及び自然公園法施行規則第十条第二項各号に掲げる図面</p>
<p>法第二十二條の二第四項第七号に掲げる行為</p>	<p>別記様式第二の十による書類、河川法施行規則(昭和四十年建設省令第七号)第十一条の二第二項第一号から第四号まで及び第九号に掲げる図書並びに上欄に掲げる行為が河川法</p>

<p>法第二十二條の二第四項第八号に掲げる行為 （熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設 （廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 四十五年法律第三百三十七号）第八條第一項に 規定する一般廃棄物処理施設をいう。）の認 定に係るものに限る。）</p>	
<p>別記様式第二の十一による書類並びに廃棄物 の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二 條の十一の五第二項において準用する第五條</p>	<p>（昭和三十九年法律第六十七号）第二十六 條第一項の許可を要しない工作物の新築、改 築又は除却を伴う場合にあつては、当該工事 の計画の概要を記載した図書</p>

<p>条第一項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。 う。）の認定に係るものに限る。）</p>	<p>の五の五第二項各号に掲げる書類及び図面の五の五第二項各号に掲げる書類及び図面の別記様式第二の十三による書類並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の三十五第二項各号に掲げる書類及び図面</p>
<p>法第二十二條の二第四項第九号に掲げる行為</p>	<p>別記様式第二の十三による書類並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の三十五第二項各号に掲げる書類及び図面</p>